

大桑村障害者活躍推進計画

機関名	大桑村役場
任命権者	大桑村長
計画期間	令和３年４月１日～令和８年３月３１日（５年間）
大桑村における障害者雇用に関する課題	大桑村役場においては、現在、障害者職員１名を雇用している。職員採用については、障害者に限定した募集は行っていないが、障害者を含む職員として募集を行い、結果として障害者の受験者は無い状況である。 今後も組織的な体制整備及び各種取組を検討し、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	法定雇用率の維持
② 定着に関する目標	無し ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
１．障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、総務課内に障害者である職員の相談窓口を設置し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
--------	--